

登園許可書

児童氏名 _____

生年月日 年 月 日生

診断名 _____

上記の疾患は感染するおそれはないものと認め、 月 日より集団生活、登園を許可します。

令和 年 月 日

医療機関名

_____ 印

登園許可書が必要な感染症の出席停止期間

- ・ インフルエンザ・・・発症した後 5 日経過し、かつ解熱した後 3 日経過するまで
- ・ 麻疹(はしか)・・・解熱した後 3 日経過するまで
- ・ 水疱瘡(水痘)・・・すべての発疹が痂皮化するまで
- ・ 流行性耳下腺炎(おたふく)・・・耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が始まった後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
- ・ 風疹・・・発疹が消失するまで
- ・ 百日咳・・・特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
- ・ 咽頭結膜炎(プール熱)・・・主要症状が消失した後 2 日経過するまで
- ・ 結核・・・病状により医師等において感染の恐れがないと認めるまで
- ・ 流行性角結膜炎・・・感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失するまで
- ・ 腸管出血性大腸菌感染症(O157,O26,O111 等)・・・症状が治まり、抗菌薬療法が終了し 48 時間をあけての連続 2 回の検便によっていずれも菌陰性が確認されるまで
- ・ 髄膜炎菌性髄膜炎・・・病状により、医師等において感染の恐れがないと認めるまで